

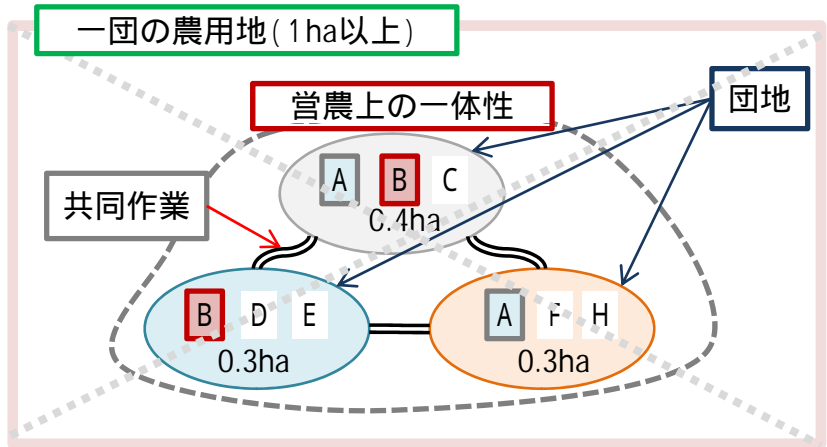
### 3 - 3 . 見直しのポイント

### ～ 団地要件の緩和（営農上の一体性の廃止）～

#### 【例1】

団地間で耕作者、農作業受託者等が重複し、共同作業が行われている場合。

団地間で耕作者、農作業受託者等が重複していても、これら農用地の保全に向けた共同取組活動が行われていれば可。

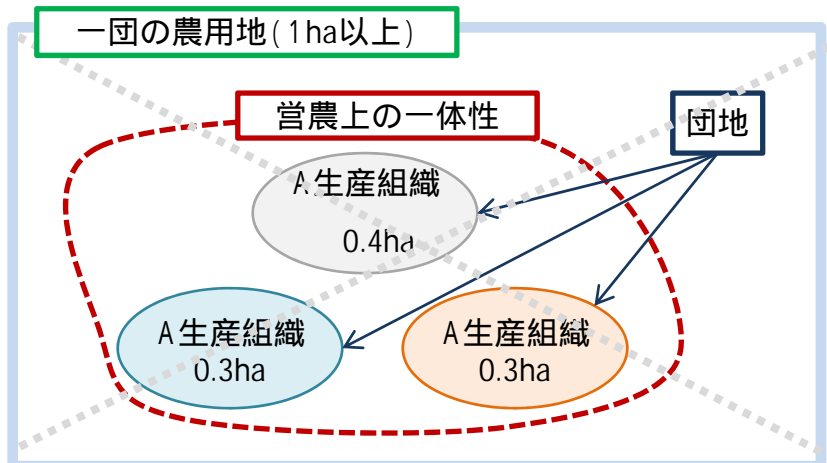


(注) アルファベットは耕作者又は農作業受託者等である。以下同じ。

#### 【例2】

同一の生産組織等により農業生産活動が行われている場合。

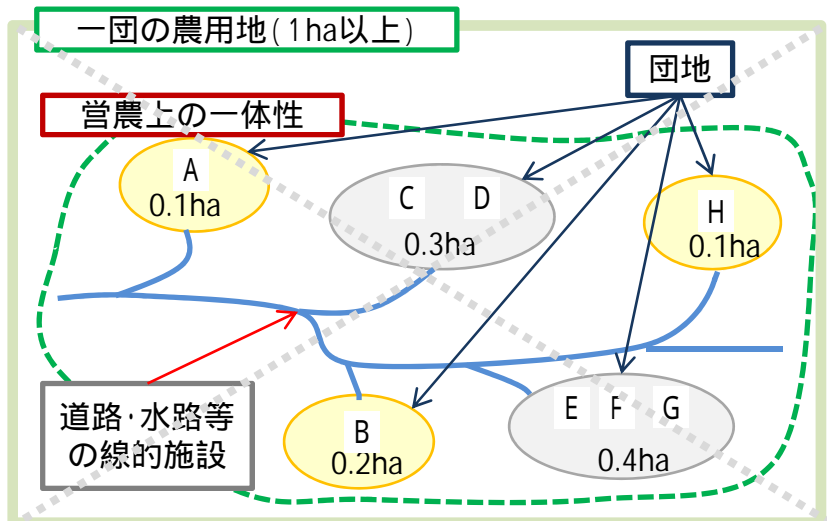
同一の生産組織等により農業生産活動が行われていなくても、これら農用地の保全に向けた共同取組活動が行われていれば可。



#### 【例3】

団地間に道路・水路等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員で管理されている場合。

団地間に農道・水路等の線的施設が介在していても、これら農用地の保全に向けた共同取組活動が行われていれば可。



1ha未満の団地を協定農用地に含める場合は、共同取組活動として取り組むべき事項（運用第7の1の(3)のウで選択した行為）及び範囲を記載した図面を作成する（農用地等保全マップへの記載でも可）

### 3 - 4 . 見直しのポイント ~ その他の改正事項 ~

#### 免責事由の追加

- ・ 農業後継者の分家住宅の取扱い

#### （従来）

耕作等が行われなかった場合の協定農用地の全てについての交付金の遡及返還の例外として、新規就農者（新規学卒就農者、離職転入者及び新規参入者をいう。）の住宅に供するものについては、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還。

#### （見直し）

これまでの「新規就農者」に加え、農業後継者（15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者（予定の者を含む。）をいう。）の住宅に供する場合についても、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還。

- ・ 自己施工による農道・水路の整備に関する取扱い

#### （従来）

耕作等が行われなかった場合の協定農用地の全てについての交付金の遡及返還の免責事由として、農地転用の許可を受けて農業用施設用地等（農業者等が建設した農業用施設、公共事業による資材置き場等）とした場合については、当該農用地について当該年度以降交付停止。

#### （見直し）

「農業用施設用地等」に加え、自己施工により農道・水路に転用した場合についても、当該転用部分のみについて当該年度以降交付停止。

#### 一 農業者当たりの受給額の上限100万円について

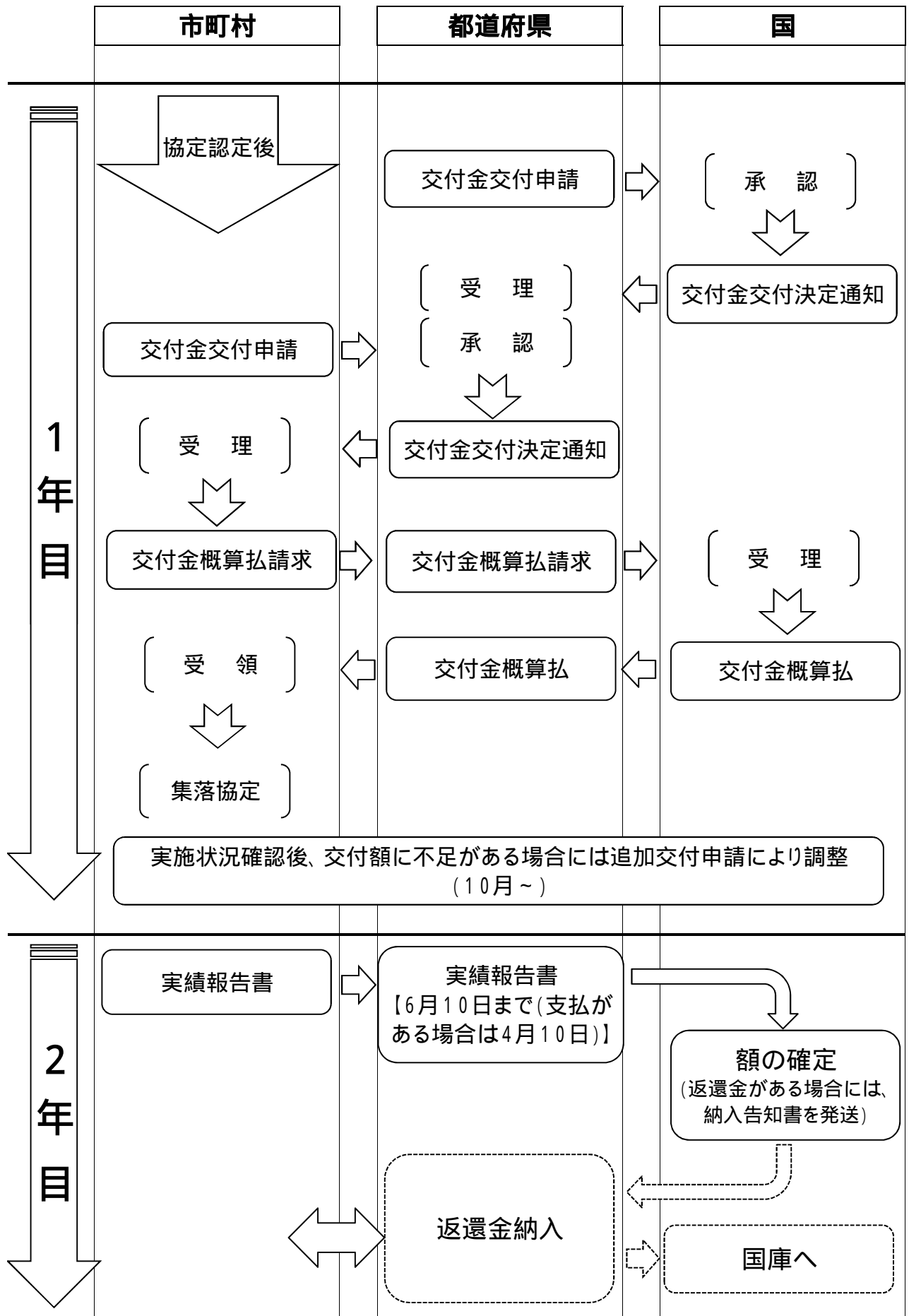
#### （従来）

一 農業者等当たりの受給額の上限100万円については、役員報酬、共同取組活動の日当は、農業者個人への交付額に含まれるものとする旨を指導。

#### （見直し）

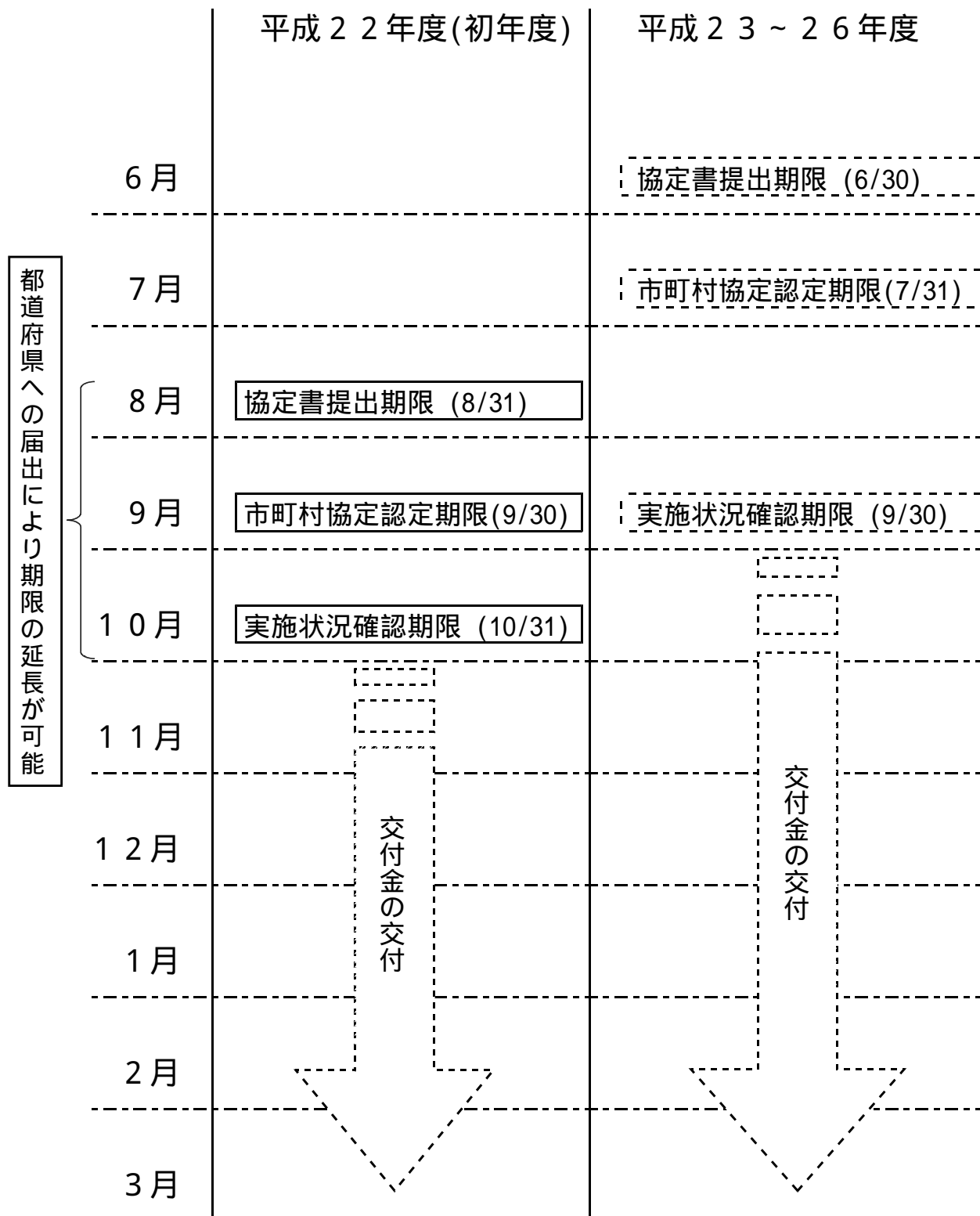
受給額の上限100万円については、役員報酬等集落の担当者の活動に対する経費、共同取組活動にかかる日当として受領した金額は含まないこととする。

## 4. 交付事務の流れ



## 5. 申請手続き等の流れ

平成22年度は、第3期対策の初年度であることから、申請等の手続きについては、通常年度とは別に以下の通りとする。



なお、市町村協定認定後には、概算払いを行う予定。